

函館バス不当労働行為事件

最新 News

私鉄函館バス 労組委員長の 再雇用拒否事件 2 審判決 「再雇用拒否 は無効」

札幌高等裁判所
令和 5 年 8 月 22 日 判決



記者会見でコメントする
黒瀧執行委員長

2023年8月22日に私鉄総連函館バス支部（以下、私鉄函館バス労組）の黒瀧執行委員長が定年後の再雇用を会社に拒否された事件の控訴審判決が言い渡された。札幌高裁は原審（函館地裁 R4.12.13 判決）と同様に会社の再雇用拒否は客観的な理由がないため無効とし、黒瀧執行委員長の雇用契約上の地位を認めた。したがって、裁判所は函館バス（株）に対して、黒瀧執行委員長の再雇用後の賃金や賞与など約 527 万円の支払い命令を下した。原審に続き、控訴審も黒瀧執行委員長の主張が全面的に認められた形となった。

判決後、黒瀧執行委員長は記者会見を開き「会社は本判決を真摯に受け止め、速やかに不当労働行為を辞めて欲しい。そして話し合いの中で我々の主張を聞いて欲しい。」
「このような不毛な争いは1日も早く終止符を打って、正常な労使関係を結びたい。」とコメントした。

なお、函館バス（株）は判決を不服とし、9月6日に最高裁に上告した。

事件の概要、判決の解説はこちら

[函館バス労組委員長 再雇用拒否事件 札幌高裁判決 | 連合北海道](#)

私鉄函館バス労組 会社を刑事告発 「36協定締結なしに 時間外や休日労働」

2023年9月13日に私鉄函館バス労組は函館労働基準監督署を訪れ、函館バス（株）、代表取締役、常務取締役の3名を労働基準法違反の疑いで刑事告発した。告発状では、函館バス（株）は令和3年4月以降、組合との労使協定（36協定）を結ばず、また組合の意思を通さず一方的に結び、乗務員に時間外及び休日労働をさせたとして、労働時間規定（労働基準法32条）休日規定（同法35条）に違反していると指摘している。告発状を提出したあと開かれた会見で私鉄総連道本部は「地域交通はお客様にとって安心安全であるべきだ。一連の対応を会社には是正してもらえよう、労基署には厳正な対応いただきたい。」と訴えた。

労働基準法の内容

原則、1日8時間・週40時間を超えて働かせてはならず（労基法32条）、少なくとも週1回の休日または4週間で4回の休日を労働者に与えなければならない（労基法35条）。一方で「36協定」と呼ばれる協定があれば、上記の労働時間や休日規定の例外となり、協定内容の限度で時間外、休日労働を労働者にさせることができる（労基法36条）。ただし手続きの仕方として、各事業所単位に過半数労働組合（過半数代表者）と会社が労使協定を結び、労基署に届け出ることが必要である。

36協定なしに時間外・休日労働 3つのポイント

① 令和3年4月1日～同年10月末日

函館バス（株）は令和2年11月頃から私鉄函館バス労組との労使協定を拒む姿勢を見せ始め、その後の組合からの労使協定や団体交渉の申し入れに対して一切を拒絶している。その最中で36協定の期限が切れ、新たに結ぶ必要がある中でも組合との協議や交渉を拒み①の期間は無締結で乗務員に時間外、休日労働をさせたものであること。

② 令和3年11月1日～令和4年10月末日

その後、令和3年10月末に函館バス（株）は私鉄函館バス労組と36協定を結び、労基署に届け出たが、その際に組合側の意思表示をした者は組合を代表する権限等がない立場の者であった。函館バス（株）は同人と結託して36協定を作成し、その締結を偽装することを企図したのである(同人は現在、会社の労務を担う者)。既に本件36協定締結について行政機関は「組合に対する支配介入であり、不当労働行為である」と判断している（※1）。つまり、本件締結は違法行為であり、無効であるため②の期間でも無締結にも関わらず違法に時間外、休日労働をさせたものであること。

③ 令和4年11月1日～現在まで

函館バス（株）は函館市内を含めて8つの営業所・出張所があり、私鉄函館バス労組は以前まで全ての営業所・出張所で従業員の過半数を占めていた。しかし、約2年2ヶ月で20件もの訴訟提起や申立てをせざるを得ない労使紛争の中で新たに第2組合が結成され、その後会社から私鉄函館バス労組の組合員に対してのみ懲戒処分や不当配転、賞与、暖房

手当等の不支給など差別的取り扱いがなされてきた。その影響で大半の組合員が第2組合に移り、いまでは北檜山出張所のみ私鉄函館バス労組が過半数を占めている状態である。しかし、同出張所では③の期間でも私鉄函館バス労組と36協定を締結していないにも関わらず、違法に時間外、休日労働をさせたものであること。

参考記事はこちら

[相次ぐ裁判、2つの労組、そして刑事告発 ～異例の労使紛争で揺れる函館バス～](#)
[NHK 北海道](#)

今後の判決予定

- 私鉄函館バス労組 書記長 懲戒解雇事件 函館地裁 令和5年10月24日判決

私鉄函館バス労組の書記長に対する懲戒解雇が無効であるとして、労働者としての地位確認、加えて函館バス（株）、代表取締役に対して110万円の損害賠償を求める事件

- 私鉄函館バス労組 組合員 不当配転事件 函館地裁 同日

私鉄函館バス労組の役員弾劾に関与した4名の組合員に対する配置転換は、労働協約の内容である組合との労使協議を経ていないほか、配置転換の必要性、人選の合理性がないとして無効を求めた事件

※1 北海道労働委員会 令和5年1月30日 救済命令